法務省

（札幌地方検察庁総務部長）検事　岡　俊介
（札幌地方検察庁特別刑事部長）同　小橋　常和
東京地方検察庁検事に配置換する（各通）　安藤　浄人
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事の併任を解除する　松下　裕子
（東京地方検察庁検事）検事　兒玉　徹
千葉地方検察庁検事に配置換する（各通）　伊藤　俊行
（同）同
札幌地方検察庁検事に配置換する
札幌地方検察庁総務部長を命ずる　堀内　伸浩
（同）同
札幌地方検察庁検事に配置換する
札幌地方検察庁特別刑事部長を命ずる（以上六月一日）
（東京地方検察庁検事）検事　小長光健史
法務教官（法務総合研究所総務企画部付、法務総合研究所教官）に併任する
（千葉地方検察庁検事）同　須田　大
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
（東京地方検察庁検事）検事兼法務総合研究所総務企画部付兼法務総合研究所教官）検事兼法務教官　木下　武彦
千葉地方検察庁検事に配置換する
法務教官（法務総合研究所総務企画部付、法務総合研究所教官）の併任を解除する（以上六月二日）

公安調査庁

（東京地方検察庁検事）同　千葉　雄介
公安調査庁調査第一部付に充てる
かねて公安調査庁総務部付に充てる
かねて公安調査庁調査第二部付に充てる
かねて公安調査庁調査第二部第二課国際破壊活動対策室長に充てる（以上六月一日）

文部科学省

国立大学法人岩手大学長に任命する（再任）（六月五日）　藤井　克己

最高裁判所

名古屋地方裁判所判事
金沢家庭裁判所判事に補する　西尾　進
金沢家庭裁判所長を命ずる
津地方裁判所判事兼津家庭裁判所判事・津簡易裁判所判事
名古屋地方裁判所判事に補する　堀内　照美
名古屋簡易裁判所判事に補する
岐阜地方裁判所判事兼岐阜家庭裁判所判事・大垣簡易裁判所判事
津地方裁判所判事に補する　戸田　彰子
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて津家庭裁判所判事に補する
津簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事
岐阜地方裁判所判事に補する　荻原　弘子
岐阜地方裁判所大垣支部勤務を命ずる
岐阜地方裁判所大垣支部長を命ずる
兼ねて岐阜家庭裁判所判事に補する
岐阜家庭裁判所大垣支部勤務を命ずる
大垣簡易裁判所判事に補する
大垣簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上六月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、六月三日午後八時御出門、「前橋汀子、中村紘子、堤剛と仲間たちによるピースフル・コンサート」を御鑑賞のため、サントリーホール（港区）へ行幸啓、同十時二分還幸啓になった。

官庁報告

法務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人坂巻豊は願により公証人を免ぜられた。

佐藤努は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人坂巻豊の後任を命ぜられた。

平山龍徹は公証人に任命され、さいたま地方法務局所属元公証人宮本芳孝の後任を命ぜられた。

千葉地方法務局所属公証人樋口忠美は願により公証人を免ぜられた。

寺島健は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人樋口忠美の後任を命ぜられた。

宇都宮地方法務局所属公証人今井壽二郎は願により公証人を免ぜられた。

古畑泰雄は公証人に任命され、宇都宮地方法務局所属公証人今井壽二郎の後任を命ぜられた。

静岡地方法務局所属公証人半田秀夫は願により公証人を免ぜられた。

藤原光秀は公証人に任命され、静岡地方法務局所属公証人半田秀夫の後任を命ぜられた。

長野地方法務局所属公証人畠山光太郎は願により公証人を免ぜられた。

須田信行は公証人に任命され、長野地方法務局所属公証人畠山光太郎の後任を命ぜられた。

和歌山地方法務局所属公証人崇嶋良忠は願により公証人を免ぜられた。

都志見徹は公証人に任命され、和歌山地方法務局所属公証人崇嶋良忠の後任を命ぜられた。

増田佳子は公証人に任命され、熊本地方法務局所属元公証人古崎克美の後任を命ぜられた。

熊本地方法務局所属公証人吉瀬信義は願により公証人を免ぜられた。

石原吉廣は公証人に任命され、鹿児島地方法務局所属元公証人岡本誠二の後任を命ぜられた。

栗坂滿は公証人に任命され、徳島地方法務局所属元公証人草野功一の後任を命ぜられた。（以上六月一日）（法務省）

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、大阪労働局の関係事業主を代表する者中島宏の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年６月８日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、大阪労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成23年６月17日

4　推薦書及び添付書類提出先　大阪労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣
殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。